(1) 工場委員會ノ意義ヲ凡ユル機會デ組合員ニ徹底セシメルコト

(2) 本部ノ組織統制ノ下ニ必要ト認メタル工場ニ工場委員ヲ設置セシメルコト

◎本組合ノ綱領變更ノ件

本部提案　「可決」

「理由」本組合ノ綱領ハ本組合ガ評議會創立以前ニ於テ創立サレタル關係上評議會ノ綱領ト異ナツテ居ル、同一聯合体ニ於テ異ナル綱領ヲ持ツハ矛盾シテ居ル故ニ本組合獨自ノ綱領ヲ廢シ評議會ノ綱領ヲ以テ吾組合ノ綱領トナスガ至當デアル。

◎婦人及ビ幼年労働者ノ寄宿舍制度ノ撤廢並ニ夜業及ビ殘業禁止ノ件

木津川支部提案　「可決」

現在我國ニ於ケル工場法適用工場ニ従事スル労働者ハ約八十五萬アリ、其中約五萬十萬人ハ寄宿舍ニ監禁サレテ居ル、本來寄宿舍

財團法人協調會大阪支所